

陳情 4 第11号

表題

障がい者福祉課による不支給決定について再考の陳情

趣旨

(1) 私は令和4年7月4日より青梅市の住人となりました精神障害者です。以前は神奈川県川崎市にて約2年半、その前は神奈川県横浜市にて約半年間、行政による無償の在宅介護支援サービスを受けてきましたが、青梅市に転居し、障がい者福祉課に同サービスの申請を行った結果、青梅市の障がい者福祉課は支給をしない旨決定いたしました。理由は「まだ引っ越したばかりで部屋も汚れておらず支援が必要な状態ではない」というものでした。私の障害の状態は横浜市、川崎市両市で生活していた次期から変化はなく、すなわち改善はされておらず、このまま支援なきまま生活を続けていけば部屋は荒れ健康的な生活を営むことが困難となることは明らかです。そのことについては時間をかけて担当職員に説明をいたしましたが理解されなかつたことは非常に遺憾です。本決定について再考を陳情いたします。

担当部署に要請いただけるよう

(2) 私は神奈川県知事が押印した「障害支援区分認定通知書」を持っています。認定の有効期間は「令和7年5月31日」となっています。この件について東京都福祉保健局に問い合わせたところ「障害支援区分認定と支給決定は別のもので、青梅市はおそらく認定区分は神奈川県が出したものを引き継いでいると思うが、支給するかどうかの決定はこの場合青梅市が行う。そういう仕組みになっている」という主旨の回答を得ました。さてここで疑問なのですが、横浜市および川崎市は私に対して公費を投じて調査を行った結果として支援が必要であると決定したわけです。しかし今回の青梅市の障がい者福祉課の決定は、それら他の地方自治体の判断を覆すものともいえるのではないかでしょうか。神奈川県では行政サービスを受けられていた個人が、なぜ東京都に転居したら同じサービスが受けられなくなるのでしょうか。このような行政運用は全国基準で均一に行われるべきであり、ローカルルールのようなものの存在が認められるべきではないといち市民として考えます。なぜこのような行政運営がなされているのか、その背景等について論理的な説明を陳情いたします。

議会にてご議論頂きたく

上記のとおり陳情いたします。

令和 4 年 9 月 1 日

陳情者住所

氏名

電話

青梅市議会議長 鴨居孝泰 殿

19-1

